

1 5 使用料、手数料等の取扱い 参考資料

No.	現 況				具体的な調整の内容																																											
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町																																												
1	※ 栃木市厚生センター ・使用料は無料 ・目的外利用は不可	○大平町隣保館使用料 ・使用料は無料 ・ただし、目的以外の使用は有料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用部屋名</th> <th>1時間当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>310 円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>2,100 円</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>520 円</td> </tr> </tbody> </table>	使用部屋名	1時間当たりの使用料	和室	310 円	多目的ホール	2,100 円	教養娯楽室	520 円	該当なし	該当なし	施設の利用形態等に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 集会所の使用料については、各市町の現状を踏まえつつ、負担の公平性も考慮する必要があるため、現行のとおりとし、合併後に再編する。																																			
	使用部屋名	1時間当たりの使用料																																														
和室	310 円																																															
多目的ホール	2,100 円																																															
教養娯楽室	520 円																																															
※皆川城内集会所 ※新栃木コミュニティ会館 ※栃木市第4地区コミュニティセンター	○大平町集会所使用料 ・使用料は無料 ・ただし、目的以外の使用は有料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th colspan="2">1時間あたりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大平町榎本集会所</td> <td>ホール</td> <td>420 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大平町伯仲集会所</td> <td>ホール</td> <td>420 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大平町真弓集会所</td> <td>ホール</td> <td>420 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大平町西水代集会所</td> <td>ホール</td> <td>420 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大平町富田集会所</td> <td>ホール</td> <td>420 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>210 円</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	1時間あたりの使用料		大平町榎本集会所	ホール	420 円	和室	210 円	調理実習室	210 円	大平町伯仲集会所	ホール	420 円	和室	210 円	調理実習室	210 円	大平町真弓集会所	ホール	420 円	和室	210 円	調理実習室	210 円	大平町西水代集会所	ホール	420 円	和室	210 円	調理実習室	210 円	大平町富田集会所	ホール	420 円	和室	210 円	調理実習室	210 円	○藤岡町集会所使用料 ・使用料は無料 ・ただし、目的以外の使用は有料 藤岡町都賀集会所 藤岡町富吉集会所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設</th> <th>1時間あたりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>100 円</td> </tr> </tbody> </table>	使用施設	1時間あたりの使用料	研修室	100 円	和室	100 円	調理実習室	100 円
使用区分	1時間あたりの使用料																																															
大平町榎本集会所	ホール	420 円																																														
	和室	210 円																																														
	調理実習室	210 円																																														
大平町伯仲集会所	ホール	420 円																																														
	和室	210 円																																														
	調理実習室	210 円																																														
大平町真弓集会所	ホール	420 円																																														
	和室	210 円																																														
	調理実習室	210 円																																														
大平町西水代集会所	ホール	420 円																																														
	和室	210 円																																														
	調理実習室	210 円																																														
大平町富田集会所	ホール	420 円																																														
	和室	210 円																																														
	調理実習室	210 円																																														
使用施設	1時間あたりの使用料																																															
研修室	100 円																																															
和室	100 円																																															
調理実習室	100 円																																															

No.	現 況				具体的な調整の内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
2			○藤岡町遊水池会館使用料 ・9時～12時 大会議室 720円 中会議室 510円 小会議室 200円 ホール（専用使用）720円 ・12時～17時 大会議室 1,030円 中会議室 720円 小会議室 300円 ホール（専用使用）1,030円 ・17時～22時 大会議室 1,540円 中会議室 1,030円 小会議室 510円 ホール（専用使用）1,540円		現行のとおりとする。
3	○栃木市聖地公園永代使用料 第1種 125,000円 第2種 150,000円 第3種 275,000円 第4種 275,000円 第5種 344,000円 第6種 610,000円 第7種 506,000円 第8種 506,000円	該当なし	○藤岡町中根墓地・藤岡町太田墓地永代使用料 5㎡ 215,000円	○都賀町聖地公園永代使用料 10㎡ 380,000円 6㎡ 250,000円	現行のとおりとする。

No.	現 況				具体的な調整の内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	○斎場使用料 ・火葬場 [市内] 大人 無料 子人 無料 死産児 無料 胞衣 2,000円 [市外] 大人 18,000円 子人 13,000円 死産児 7,000円 胞衣 2,000円 ・待合室 [市内] 和室 3,000円 ロビー 無料 [市外] 和室 6,000円 ロビー 無料 ・霊きゅう自動車使用料 [市内] 往路 4,500円 帰路 1,500円 [市外] 往路 7,000円 (市役所を起点として4kmを超える場合は、1kmを増すごとに600円加算) 帰路 往路の半額	該当なし	参考 ※ 斎場使用料 (佐野地区衛生施設組合) ・火葬場 [組合] 無料 [組合外] 12歳以上 20,000円 12歳未満 12,000円 死産児 6,000円 胞衣 2,000円 ・待合室 [組合] 待合室 3,000円 特別ホール 20,000円 [組合外] 待合室 6,000円 特別ホール 40,000円 ・霊きゅう自動車使用料 [組合] 往復 5,000円 片道 2,500円 [組合外] 往復 10,000円 片道 5,000円	該当なし	栃木市斎場使用料を新市において適用する。

現 況																										
No.	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	具体的な調整の内容																					
5	<p>○栃木市保健福祉センター使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室等（4時間単位） ・大会議室、集検室 2,200円 ・集会室 1,100円 ・事務室 月額100,000円 ・ディサービス室 月額83,000円（H.22年度～） <p>○老人福祉センター利用料金（長寿園、泉寿園、大寿園、福寿園）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内居住者 60歳以上 <ul style="list-style-type: none"> 1日 100円 ・小学生以下 無料 ・一般 1日 300円 ・身体障がい者等 無料 ・市外居住者 1日 400円 	<p>○大平町地域福祉センター（ふるさとふれあい館）利用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修室、展示コーナー、和室 <ul style="list-style-type: none"> 1時間 1,050円 ・陶芸窯 1回 6,300円 <p>○大平町健康福祉センター（ゆうゆうプラザ）利用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室等（1時間単位） <ul style="list-style-type: none"> 大会議室、多目的ホール、母子指導室 1,050円 小会議室、研修室 840円 大小会議室併用 1,510円 調理実習室 1,260円 ・浴室、脱衣室、ラウンジ、大・小広間（1日の使用料入館券） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1枚</th> <th>回数券 11枚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上</td> <td>200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>障害等手帳所持者</td> <td>200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>中学・高校生</td> <td>200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>100円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>就学前</td> <td colspan="2">無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1枚	回数券 11枚	65歳以上	200円	2,000円	一般	300円	3,000円	障害等手帳所持者	200円	2,000円	中学・高校生	200円	2,000円	小学生	100円	1,000円	就学前	無料		<p>○藤岡町福祉センター使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室使用料 <ul style="list-style-type: none"> 9時-12時 12時-17時 17時-22時 大会議室 500円 700円 900円 中会議室 200円 300円 400円 大広間 500円 700円 900円 和室 100円 200円 300円 <p>○藤岡町渡良瀬の里使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入館料 <ul style="list-style-type: none"> 町内 1日 100円 <ul style="list-style-type: none"> 回数券 1,000円 町外 1日 300円 <ul style="list-style-type: none"> 回数券 3,000円 小学生、障害者 無料 ・カラオケ 1曲 100円 <ul style="list-style-type: none"> 回数券 1,000円 ・グラウンドゴルフ <ul style="list-style-type: none"> 町内 無料 町外 300円（入館料含む） <p>※ 藤岡町高齢者生きがいセンター 無料</p>	<p>○都賀町保健センター使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室等（1時間単位） <ul style="list-style-type: none"> 会議室 200円 和室 200円 調理室 300円 <p>○都賀町老人憩いの家使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内居住者 <ul style="list-style-type: none"> 60歳以上 無料 小学生以下 1日 100円 一般 1日 200円 ・町外居住者 1日 300円 <ul style="list-style-type: none"> 30名以上の団体 2割引 <p>※あいあいプラザ 無料</p>	<p>独自の施設であるため、 現行のとおりとする。</p>
区分	1枚	回数券 11枚																								
65歳以上	200円	2,000円																								
一般	300円	3,000円																								
障害等手帳所持者	200円	2,000円																								
中学・高校生	200円	2,000円																								
小学生	100円	1,000円																								
就学前	無料																									

No.	現 況				具体的な調整の内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	※ 栃木市農村振興総合センター(無料) ・調理場 ・和室(会議室) ・和室(会議室) ・講座室(会議室兼用) ・ホール(多目的室)	○大平町東地区農村センター使用料 ・農産加工室 9時～13時 840円 13時～17時 840円 17時～21時 840円 ○大平町農村婦人の家使用料 ・農産加工所 9時～13時 840円 13時～17時 840円 17時～21時 840円 ○西地区農産加工所使用料 ・味噌製造室 9時～13時 1,050円 13時～17時 1,050円 17時～21時 1,050円 ・菓子製造室 9時～13時 840円 13時～17時 840円 17時～21時 840円 ・漬物製造室 9時～13時 520円 13時～17時 520円 17時～21時 520円	○藤岡町農産加工センター使用料 ・研修室 9時～13時 町内:510円 町外:1,030円 その他:2,060円 13時～17時 町内:510円 町外:1,030円 その他:2,060円 17時～21時 町内:1,030円 町外:2,060円 その他:4,120円 ・農産加工所 9時～21時 町内:2,060円 町外:3,090円 その他:5,150円	該当なし	当面は現行のとおりとし、合併後に類似施設と調整する。

No.	現 況				具体的な調整の内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7	<p>○出流ふれあいの森利用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修室 <ul style="list-style-type: none"> 9時～13時 2,100円 13時～17時 2,100円 17時～21時 2,100円 ・大型コテージ (12人用) <ul style="list-style-type: none"> 宿泊 15時～翌日 10時 <li style="padding-left: 40px;">25,200円 休憩 10時30分～14時30分 <li style="padding-left: 40px;">6,300円 ・小型コテージ (6人用) <ul style="list-style-type: none"> 宿泊 15時～翌日 10時 <li style="padding-left: 40px;">12,600円 休憩 10時30分～14時30分 <li style="padding-left: 40px;">3,150円 ・オートキャンプ施設 <ul style="list-style-type: none"> テント貸出 <ul style="list-style-type: none"> 10時～翌日 10時 3,500円 テント持込 <ul style="list-style-type: none"> 10時～翌日 10時 2,500円 ・一般キャンプ施設 <ul style="list-style-type: none"> テント貸出 <ul style="list-style-type: none"> 10時～翌日 10時 2,100円 テント持込 <ul style="list-style-type: none"> 10時～翌日 10時 1,050円 ・バーベキュー施設 <ul style="list-style-type: none"> 10時～14時 1,050円 				<p>当面は現行のとおりとし、合併後に類似施設と調整する。</p>

No.	現 況				具体的な調整の内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
7			<p>○道の駅みかも使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内店舗 売上の3%/月 <ul style="list-style-type: none"> 農産物直売所 農産物加工室 地域食材供給室 物産館 ・その他施設 <ul style="list-style-type: none"> 軒下等販売 <ul style="list-style-type: none"> 売上の3%/日又は、5,000円のどちらか高い額 <p>○わたらせふれあい市民農園利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1区画 6,000円 ・2区画 10,000円 ・3区画 13,000円 		独自の施設のため、現行のとおりとする。

No.	現 況													具体的な調整の内容		
	栃木市				大平町				藤岡町				都賀町			
8	○栃木市営住宅等使用料（家賃）駐車場使用料				○大平町営住宅等使用料（家賃）				○藤岡町営住宅使用料（家賃）				該当なし	公営住宅使用料については、合併時に家賃上昇を緩和するための措置を講じ調整する。 改良住宅使用料については、合併時まで調整する。		
	住宅名		戸数	家賃(月額) 円		住宅名		戸数	家賃(月額) 円		住宅名		戸数		家賃(月額) 円	
				最低	最高				最低	最高					最低	最高
	片 柳		96	4,400	12,000	西水代		20	5,900	7,500	荒立		40		5,800	14,200
	川原田東		60	5,100	10,700						南山		29		1,000	6,900
	城内南		159	6,400	29,500						仲町		12		500	4,600
	城内南第2		130	14,400	44,900						都賀		4		12,600	12,600
	本 町		20	18,100	40,900											
	平 井		16	18,100	23,500											
	城 内		48	19,300	46,700											
	神 田		8	16,500	44,400											
	川原田西		24	20,700	45,000											
	藪 部		6	20,700	26,200											
	大 宮		130	18,900	91,600											
	平 柳		36	20,900	77,700											
川原田		118	22,500	91,900												
市営住宅計		851			計		20			計		85				
※ 立地係数0.85				※ 立地係数0.8				※ 立地係数0.75								
改良住宅		3	3,600		改良住宅		16	2,500	4,500							
駐車場使用料 1台 2,700円																

No.	現 況				具体的な調整の内容																												
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町																													
9	該当なし	該当なし	<p>○藤岡町城山コミュニティセンター使用料</p> <p>【建設経緯】 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤処理区浄化センター建設を巡る周辺地元対策事業として大平町・岩舟町・藤岡町の3町負担金と栃木県の支援によりH14.5月竣工。</p> <p>【内 容】貸館業務</p> <p>【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>9～12時</th> <th>12～17時</th> <th>17～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール1(中)</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>ホール2(小)</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>和 室</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>健康コーナー</td> <td colspan="2">1人1時間に付き</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>シ ャ ワ ー</td> <td colspan="2">1人1回に付き</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	9～12時	12～17時	17～22時	ホール1(中)	200円	300円	400円	ホール2(小)	100円	200円	300円	和 室	100円	200円	300円	調理実習室	300円	400円	600円	健康コーナー	1人1時間に付き		100円	シ ャ ワ ー	1人1回に付き		100円	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後、社会教育施設等へ再編する。
区 分	9～12時	12～17時	17～22時																														
ホール1(中)	200円	300円	400円																														
ホール2(小)	100円	200円	300円																														
和 室	100円	200円	300円																														
調理実習室	300円	400円	600円																														
健康コーナー	1人1時間に付き		100円																														
シ ャ ワ ー	1人1回に付き		100円																														

No.	現 況				具体的な調整の内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
10	<p>※栃木市郷土参考館（無料） ※下野国庁跡資料館（無料） ※星野遺跡地層たんけん館（無料） ※星野遺跡憩いの森（無料）</p> <p>○とちぎ蔵の街美術館観覧料 とちぎ蔵の街美術館は入館料（収蔵品展・企画展観覧料を含む）と特別企画展観覧料を徴している。 【入館料（収蔵品展・企画展観覧料を含む）】 一般大・高校生 300円（200円） 小・中学生 100円（50円） （ ）内20名以上の団体割引料金</p> <p>【特別企画展観覧料】 別途都度定める。</p>	<p>○大平町歴史民俗資料館使用料 ・一般 100円（80円） ・小・中学生 50円（40円） （ ）内は20人以上の団体料金</p> <p>○大平町郷土資料館（白石家戸長屋敷）使用料 ・一般 100円（80円） ・小・中学生 50円（40円） （ ）内は20人以上の団体料金</p>	<p>※藤岡町歴史民俗資料館（無料）</p>	<p>※都賀町歴史民俗資料館（無料）</p>	<p>各市町にある資料館等の入館料については、大平町のみ徴しており、各市町の実情を踏まえつつ、負担の公平性を考慮し調整を行う必要があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>とちぎ蔵の街美術館の観覧料等については、栃木市のみの施設であり、観覧料の額も妥当と判断し、現行のとおり存続する。</p>

No.	現 況
	栃木市

○栃木市文化会館利用料金

利用区分		入場料区分		利用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時30分まで)	備考
大ホール	ホール	平日	無料	11,000円	16,500円	22,000円	1 ホール利用料金の入場料の区分は、1人当たりの最高額をいう。(会員券その他これに類する料金を含む。) 2 準備のために利用する場合の利用料金は、無料の欄の額に100分の50を乗じて得た額とする。 3 利用時間を超過した場合は、超過時間1時間につき規定利用料金の100分の40を加算した額とする。 4 入場料を徴収しないで利用者が商業宣伝等を目的として利用する場合の利用料金は、1,500円以下の欄の額とする。	
			1,500円以下	14,300円	21,450円	28,600円		
			3,000円以下	18,700円	28,050円	37,400円		
			3,001円以上	24,200円	36,300円	48,400円		
		土・日・祝日	無料	22,000円	27,500円	33,000円		
			1,500円以下	28,600円	35,750円	42,900円		
			3,000円以下	37,400円	46,750円	56,100円		
			3,001円以上	48,400円	60,500円	72,600円		
	舞台のみ	平日			5,500円	8,250円		11,000円
		土・日・祝日			11,000円	13,750円		16,500円
小ホール	ホール	平日	無料	3,850円	5,500円	7,150円		
			1,500円以下	4,950円	7,150円	9,350円		
			3,000円以下	6,050円	9,350円	12,650円		
			3,001円以上	8,250円	12,100円	15,950円		
		土・日・祝日	無料	7,150円	8,800円	11,000円		
			1,500円以下	9,350円	12,100円	14,300円		
			3,000円以下	12,650円	15,400円	18,700円		
			3,001円以上	15,950円	19,800円	24,200円		
	舞台のみ	平日			2,200円	2,750円	3,300円	
		土・日・祝日			3,300円	3,850円	4,400円	

○おおひら町民ホール使用料

・ホール

使用区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
ホール	平日	無料	9,450円	6,300円	6,300円	13,650円	29,400円
		1,500円以下	12,600円	8,400円	8,400円	18,900円	39,900円
		3,000円以下	15,750円	10,500円	10,500円	23,100円	50,400円
		3,001円以上	22,050円	14,700円	14,700円	32,500円	70,350円
	土日 祝日	無料	12,600円	8,400円	8,400円	18,900円	39,900円
		1,500円以下	18,900円	12,600円	12,600円	28,350円	59,850円
		3,000円以下	25,200円	16,800円	16,800円	37,800円	79,800円
		3,001円以上	40,950円	27,300円	27,300円	60,900円	126,000円
舞台のみ		平日	4,200円	2,100円	2,100円	6,300円	11,550円
		土、日、祝日	6,300円	3,150円	3,150円	9,450円	16,800円

備考

- (1) 栃木地区広域市町村圏(栃木市、大平町、都賀町、西方町、岩舟町、藤岡町)以外に居住する者が使用する場合は、この表の使用料に100分の120を乗じて得た額とする。
- (2) 準備のために使用する場合は、この表の使用料の無料の欄の額に100分の40を乗じて得た額とする。
- (3) 使用時間を超過した場合は、超過時間1時間につき規定使用料の100分の50を加算した額とする。

・ホール以外の施設使用料

使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1楽屋	420円	210円	210円	630円	1,260円
第2・第3楽屋	1,050円	520円	520円	1,570円	2,940円
シャワー室(一室)	310円	310円	310円	520円	1,260円
リハーサル室	1,050円	520円	520円	1,570円	2,940円
展示室(ロビー、ホワイエ)	2,100円	1,050円	1,050円	3,150円	5,880円

備考

- (1) 栃木地区広域市町村圏(栃木市、大平町、都賀町、西方町、岩舟町、藤岡町)以外に居住する者が使用する場合は、この表の使用料に100分の120を乗じて得た額とする。
- (2) 第2、第3楽屋の2分の1を使用する場合は、この表の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- (3) 展示室(ロビー、ホワイエ)の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- (4) 展示室(ロビー、ホワイエ)を2分の1以下で使用する場合は、この表の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

藤岡町

○藤岡町文化会館使用料

使用区分		使用時間		午前	午後	夜間	全日
		無料	有料	午前9時から 12時まで	午後1時から 5時まで	午後6時から 9時30分まで	午前9時から 午後9時30分
ホール全開	平日	無料		9,270 円	12,360 円	15,450 円	29,870 円
		有料		13,390 円	18,540 円	23,690 円	45,320 円
	土日祝日	無料		13,390 円	18,540 円	23,690 円	45,320 円
		有料		20,600 円	27,810 円	36,050 円	67,980 円
ホール全開	平日	無料		6,180 円	8,240 円	10,300 円	19,570 円
		有料		9,270 円	12,360 円	15,450 円	29,870 円
	土日祝日	無料		9,270 円	12,360 円	15,450 円	29,870 円
		有料		13,390 円	18,540 円	23,690 円	45,320 円
舞台のみ	平日			3,090 円	4,120 円	5,150 円	9,270 円
	土日祝日			4,120 円	6,180 円	7,210 円	14,420 円
多目的ホール	平日	無料		3,090 円	4,120 円	5,150 円	9,270 円
		有料		4,120 円	6,180 円	7,210 円	14,420 円
	土日祝日	無料		4,120 円	6,180 円	7,210 円	14,420 円
		有料		6,180 円	9,270 円	11,330 円	22,660 円
楽屋 1				300 円	410 円	510 円	920 円
楽屋 2				300 円	410 円	510 円	920 円
楽屋 3				300 円	410 円	510 円	920 円
リハーサル室				610 円	820 円	1,030 円	1,950 円
浴室				300 円	410 円	510 円	920 円

備考

- 1 町外在住者が使用する場合の使用料は、規定使用料の100分の20を加算した額とする。
- 2 使用時間を超過した場合は、超過時間1時間につき規定使用料の100分の40を加算した額とする。

都賀町

○都賀町産業文化会館使用料

・ホール

使用区分		使用時間	午前	午後	夜間	備考
			午前9時から 12時まで	午後1時から 5時まで	午後6時から 9時30分まで	
ホール全席	平日	無料	7,000円	9,500円	12,000円	1 準備のために使用する場合の使用料は、無料欄の額に100分の50を乗じて得た額とする。 2 使用時間を超過した場合は、超過時間1時間につき規定使用料の100分の40を加算した額とする。 3 ホールを暖冷房する場合は、全部のとき1時間当り4,000円、客席半分のとき3,000円を加算した額とする。
		有料	10,000円	14,000円	18,000円	
	土日祝日	無料	10,000円	14,000円	18,000円	
		有料	16,000円	21,000円	28,000円	
ホール半席	平日	無料	4,500円	6,000円	8,000円	
		有料	7,000円	9,500円	12,000円	
	土日祝日	無料	7,000円	9,500円	12,000円	
		有料	10,000円	14,000円	18,000円	
舞台のみ	平日		2,500円	3,000円	4,000円	
	土日祝日		3,000円	4,500円	5,500円	

・ホール以外の施設

使用区分		使用時間	午前	午後	夜間	備考
			午前9時から 12時まで	午後1時から 5時まで	午後6時から 9時30分まで	
楽屋1			500円	600円	900円	1 ギャラリーの使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。 2 ギャラリーの利用者が入場料を徴収する場合は、使用料の100分の150、又は商業宣伝等の目的を持って使用するときは、使用料額に100分の200を乗じて得た額とする。 3 ロビーは、ロビーのみを使用する場合とする。 4 許可を受けた使用時間を超えて使用する場合の使用料の額は、ホール使用料の例による。
楽屋2			1,000円	1,300円	1,600円	
楽屋3			1,000円	1,300円	1,600円	
リハーサル室			1,100円	1,400円	1,700円	
ギャラリー			3,000円	3,000円	3,000円	
ロビー			3,000円	3,000円	3,000円	

具体的な調整の内容

文化会館使用料については、各市町で使用料に差異があるため各市町の実状を踏まえ、現行のとおりとし、合併後に再編する

No.	現 況				具体的な調整の内容																																																																				
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町																																																																					
12	※栃木市コミュニティセンター ・第三地区コミュニティセンター ・第四地区コミュニティセンター ・第五地区コミュニティセンター ・第六地区コミュニティセンター 使用料は無料	該当なし	該当なし	○都賀町コミュニティセンター使用料 ・木コミュニティセンター <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間単位</th> <th>9時～17時</th> <th>17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>1時間</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>1時間</td> <td colspan="2">200円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 ①町外者は1.5倍 ②運営委員会に入っている自治会チームが運動場を使用するときは無料とする。(原宿上・下・木の北・木の西・木の東) ・大柿コミュニティセンター <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間単位</th> <th>9時～17時</th> <th>17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>和室(1)</td> <td>1時間</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>和室(2)</td> <td>1時間</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>1時間</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>野外炊飯場、洗場</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体験学習館</td> <td>1時間</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>お風呂</td> <td>1人1泊</td> <td colspan="2">50円</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>1人1泊</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 町外者は1.5倍 ・南部コミュニティセンター <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間単位</th> <th>9時～17時</th> <th>17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>1時間</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>1時間</td> <td colspan="2">200円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 ①町外者は1.5倍 ②運営委員会に入っている自治会チームが運動場を使用するときは無料とする。(合戦場・平川・升塚・下新田)	区分	時間単位	9時～17時	17時～22時	研修室	1時間	200円	300円	体育室	1時間	200円	200円	運動場	1時間	200円		区分	時間単位	9時～17時	17時～22時	会議室	1時間	200円	300円	和室(1)	1時間	200円	300円	和室(2)	1時間	200円	300円	体育館	1時間	200円	200円	野外炊飯場、洗場		—	—	体験学習館	1時間	200円	300円	お風呂	1人1泊	50円		宿泊	1人1泊	100円		区分	時間単位	9時～17時	17時～22時	研修室	1時間	200円	300円	体育室	1時間	200円	200円	運動場	1時間	200円		コミュニティセンターの使用料については、各市町の実情を踏まえつつ、負担の公平性も考慮する必要があるため、現行のとおりとし、合併後再編する。
区分	時間単位	9時～17時	17時～22時																																																																						
研修室	1時間	200円	300円																																																																						
体育室	1時間	200円	200円																																																																						
運動場	1時間	200円																																																																							
区分	時間単位	9時～17時	17時～22時																																																																						
会議室	1時間	200円	300円																																																																						
和室(1)	1時間	200円	300円																																																																						
和室(2)	1時間	200円	300円																																																																						
体育館	1時間	200円	200円																																																																						
野外炊飯場、洗場		—	—																																																																						
体験学習館	1時間	200円	300円																																																																						
お風呂	1人1泊	50円																																																																							
宿泊	1人1泊	100円																																																																							
区分	時間単位	9時～17時	17時～22時																																																																						
研修室	1時間	200円	300円																																																																						
体育室	1時間	200円	200円																																																																						
運動場	1時間	200円																																																																							

No.	現 況				具体的な調整の内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1 3	<p>○特別教室使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設 国府北小学校 栃木東中学校 栃木南中学校 寺尾中学校 <p>ただし、現在利用しているのは、栃木南中学校のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用料 1回 620円 (3時間まで) 利用期間 通年 使用時間 18:00～21:30 8:00～21:30 (学校休業日) 	<p>※特別教室使用料 (無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設 大平西小学校 利用者 原則として、大平町内に在住、在勤又は在学する者で、10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に監督者として成人が含まれていなければならない。 利用期間 通年 使用時間 18:00～21:00 9:00～21:00 (学校休業日) 	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>特別教室使用料については、栃木市のみ徴収しているため、各市町の実情を踏まえつつ、負担の公平性も考慮し、合併時に再編する。</p>
	<p>○学校体育施設・夜間照明使用料</p> <p>夜間照明</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設 11校(栃二小、栃三小、栃五小、南小、皆川城東小、東中、東陽中、吹上中、寺尾中、栃高、栃商) 利用期間 通年 使用時間 18:30～21:30 19:00～21:00 (栃高、栃商) 使用料 1回 3,090円 1,950円 (栃高) 2,600円 (栃商) <p>屋内運動場</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設 市内小中学校 22校の屋内運 	<p>○学校体育施設・夜間照明使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設 6校(東小、南小、西小、中央小、大平中、大平南中) ※夜間照明施設は大平中のみ 利用期間 校庭：学校休業日 屋内運動場：通年 クラブハウス(南中)：学校休業日 使用時間 校庭 9:00～17:00 (4/1～11/30) 9:00～16:00 (12/1～3/31) <p>屋内運動場</p> <ul style="list-style-type: none"> 18:00～21:00 9:00～21:00 (学校休業日) 	<p>※学校体育施設・夜間照明使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設 体育館・校庭6校(藤岡小、部屋小、赤麻小、三鴨小、藤岡一中、藤岡二中)のうち夜間照明3校(部屋小、三鴨小、藤岡一中) 利用期間 通年 使用時間 校庭：日曜・長期休業日 9:00～17:00(4/1～10/31) 9:00～16:00(11/1～3/31) 夜間(除月曜) 19:00～21:30 体育館：日曜・長期休業 9:00～17:00(4/1～10/31) 9:00～16:00(11/1～3/31) 夜間(除月曜) 19:00～21:30 使用料 無料 	<p>○学校体育施設使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設 4校(赤津小、家中小、合戦場小、都賀中) プールは都賀中のみ 利用期間 通年 プール：学校の夏季休業中の土・日曜日 使用時間 屋外運動場：9:00～19:00 (4/1～10/31) 9:00～17:00 (11/1～3/31) 夜間照明：19:00～22:00 屋内運動場：19:00～22:00 プール：10:00～16:00 ④使用料 夜間照明：900円/30分 屋内運動場(体育館)：200円/1時間 	<p>新市における一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則から、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>

No.	現 況				具体的な調整の内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
13	<p>動場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用資格 原則、市内に住所、在勤又は在学する者が10人以上で構成している団体 ・使用時間 18:00～21:30 8:00～21:30 (学校休業日) ・使用料 1回につき410円 	<p>クラブハウス</p> <p>9:00～21:00 (学校休業日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料 夜間照明施設：1回 2,100円 屋内運動場：無料 クラブハウス：無料 			

No.	現 況											
	栃木市											
14	○栃木市公民館使用料											
	地区	区分	使用料区分			地区	区分	使用料区分				
			9時～12時	12時～17時	17時～22時			9時～12時	12時～17時	17時～22時		
	中央公民館	講堂兼体育室	料金を徴収しない場合	3,200円	5,350円	6,450円	吹上地区公民館	大交流室	2,000円	3,100円	3,700円	
			料金を徴収する場合					中会議室	800円	1,300円	1,500円	
			500円未満	6,450円	9,700円	12,900円		小会議室	500円	700円	800円	
			500円以上	7,500円	11,300円	15,000円		講座室	700円	1,100円	1,300円	
			講座室	650円	1,300円	1,900円		和室1	300円	500円	600円	
		実習室	650円	1,300円	1,900円	和室2		300円	500円	600円		
		児童室	750円	1,500円	2,250円	調理実習室		700円	1,100円	1,300円		
		大会議室	1,300円	1,900円	2,550円	寺尾地区公民館		大交流室	2,600円	3,900円	4,700円	
		中会議室	1,050円	1,500円	2,150円			調理実習室	900円	1,400円	1,700円	
		小会議室	320円	540円	650円			研修室	700円	1,100円	1,300円	
		大宮地区公民館	大交流室	1,500円	2,300円			2,700円	和室	600円	900円	1,100円
			調理実習室	800円	1,200円			1,400円	会議室	700円	1,000円	1,300円
			和室1	300円	400円	500円		国府地区公民館	大交流室	2,500円	3,700円	4,500円
	和室2		400円	600円	700円	中会議室	900円		1,400円	1,600円		
	工作実習室		1,000円	1,500円	1,800円	小会議室	500円		800円	900円		
	中会議室		1,100円	1,700円	2,100円	講座室	900円		1,400円	1,600円		
	小会議室		400円	600円	700円	和室1	300円		500円	600円		
	講座室	400円	600円	700円	和室2	300円	500円		600円			
	調理実習室	700円	1,100円	1,300円	調理実習室	700円	1,100円		1,300円			
	皆川地区公民館	和室	870円	1,300円	1,500円	備考	市又は市行政に直接関係のある機関、団体が使用し、若しくは特に教育委員会が必要と認められた機関、団体が、公共を目的とする事業を行うために使用する場合は、使用料を減じ又は免除することができる。					
		調理室	870円	1,300円	1,500円							
		大研修室	1,950円	2,900円	3,500円							
		中研修室	980円	1,400円	1,600円							
		小研修室	430円	650円	760円							

大平町

○大平町公民館使用料

使用区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
大平町中央公 民館	1 F	視聴覚室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
		第1・第2研修室(和室)	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
		調理実習室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
	2 F	第1会議室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
		第2会議室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
		第3会議室	520円	360円	360円	1,360円	2,620円
第4会議室		520円	360円	360円	1,360円	2,620円	
	第3・第4研修室(和室)	630円	420円	420円	1,680円	3,150円	
大平町西地区 公民館	1 F	児童室・図書館	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
		和室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
		調理実習室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
	2 F	第1会議室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
		第2会議室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
大平町南地区 公民館	1 F	児童室・図書館	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
		研修室(作業室)	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
	2 F	第1会議室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
		第2会議室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
		研修室(和室)	630円	420円	420円	1,680円	3,150円

備考 教育委員会は、公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

藤岡町

○藤岡町公民館使用料

施設	区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	施設	区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時
中央公民館	大会議室	440 円	730 円	930 円	部屋公民館	研修室	180 円	310 円	420 円
	第1会議室	180 円	310 円	420 円		会議室	120 円	210 円	310 円
	第2会議室	120 円	210 円	310 円		ホール	370 円	630 円	840 円
	研修室	180 円	310 円	420 円		調理実習室	250 円	420 円	630 円
	視聴覚室	180 円	310 円	420 円		和室（1）	120 円	210 円	310 円
	調理実習室	440 円	730 円	930 円		和室（2）	120 円	210 円	310 円
藤岡公民館	婦人室	100 円	100 円	150 円	赤麻公民館	研修室	180 円	310 円	420 円
	実習室	100 円	100 円	150 円		講座室	370 円	630 円	840 円
	和室（1）	100 円	100 円	150 円		調理実習室	250 円	420 円	630 円
	和室（2）	100 円	100 円	150 円		和室（1）	120 円	210 円	310 円
	小会議室	100 円	100 円	150 円		和室（2）	120 円	210 円	310 円
	講座室	120 円	210 円	310 円	備考	教育委員会は、公益上必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。			
	ホール	180 円	310 円	470 円					
三鴨公民館	研修室	120 円	210 円	310 円					
	会議室	120 円	210 円	310 円					
	講座室	370 円	630 円	840 円					
	調理実習室	250 円	420 円	630 円					
	和室（1）	120 円	210 円	310 円					
	和室（2）	120 円	210 円	310 円					

都賀町

○都賀町公民館使用料

・都賀町中央公民館

区分	時間単位	9時～17時	17時～22時
講堂	1時間	300円	400円
生活自習室	1時間	300円	400円
研修室(1)	1時間	200円	300円
研修室(2)	1時間	200円	300円
和室(1)	1時間	200円	300円
和室(2)	1時間	200円	300円
会議室(1)	1時間	200円	300円
会議室(2)	1時間	200円	300円

備考

町外者は1.5倍

具体的な調整の内容

中央公民館等使用料については、各市町の実情を踏まえつつ、負担の公平性も考慮する必要があるため、現行のとおりとし、合併後に再編する。

No.	現 況				具体的な調整の内容																																									
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町																																										
15	<p>○栃木勤労者体育センター利用料</p> <p>指定管理者は、条例に定める範囲内において、利用料金を設定し、利用者から利用料金を収受する。</p> <p>なお、この利用料金については、指定管理者の収入となる。</p> <p>・利用料金</p> <p>1 団体利用料金の上限額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">午前9時～午後5時</th> <th colspan="2">午後5時～午後9時</th> </tr> <tr> <th>市内の者</th> <th>市外の者</th> <th>市内の者</th> <th>市外の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面利用</td> <td>2時間毎に 1,200円</td> <td>2時間毎に 1,500円</td> <td>2時間毎に 1,600円</td> <td>2時間毎に 1,900円</td> </tr> <tr> <td>片面利用</td> <td>2時間毎に 600円</td> <td>2時間毎に 750円</td> <td>2時間毎に 800円</td> <td>2時間毎に 950円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 個人利用料金の上限額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">午前9時～午後5時</th> <th colspan="2">午後5時～午後9時</th> </tr> <tr> <th>市内の者</th> <th>市外の者</th> <th>市内の者</th> <th>市外の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以下の者</td> <td>2時間毎に 60円</td> <td>2時間毎に 80円</td> <td>2時間毎に 60円</td> <td>2時間毎に 80円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>2時間毎に 80円</td> <td>2時間毎に 100円</td> <td>2時間毎に 110円</td> <td>2時間毎に 130円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 2時間未満の場合でも、2時間の料金とする。</p>				区分	午前9時～午後5時		午後5時～午後9時		市内の者	市外の者	市内の者	市外の者	全面利用	2時間毎に 1,200円	2時間毎に 1,500円	2時間毎に 1,600円	2時間毎に 1,900円	片面利用	2時間毎に 600円	2時間毎に 750円	2時間毎に 800円	2時間毎に 950円	区分	午前9時～午後5時		午後5時～午後9時		市内の者	市外の者	市内の者	市外の者	中学生以下の者	2時間毎に 60円	2時間毎に 80円	2時間毎に 60円	2時間毎に 80円	上記以外の者	2時間毎に 80円	2時間毎に 100円	2時間毎に 110円	2時間毎に 130円	該当なし	該当なし	該当なし	<p>勤労者体育センター使用料については、勤労者の福祉増進を踏まえ、利用促進を図るため、現行のとおりとする。</p>
	区分	午前9時～午後5時		午後5時～午後9時																																										
		市内の者	市外の者	市内の者	市外の者																																									
	全面利用	2時間毎に 1,200円	2時間毎に 1,500円	2時間毎に 1,600円	2時間毎に 1,900円																																									
	片面利用	2時間毎に 600円	2時間毎に 750円	2時間毎に 800円	2時間毎に 950円																																									
	区分	午前9時～午後5時		午後5時～午後9時																																										
		市内の者	市外の者	市内の者	市外の者																																									
	中学生以下の者	2時間毎に 60円	2時間毎に 80円	2時間毎に 60円	2時間毎に 80円																																									
	上記以外の者	2時間毎に 80円	2時間毎に 100円	2時間毎に 110円	2時間毎に 130円																																									

No. 現 況
栃木市

○栃木市総合運動公園使用料

1 総合体育館

・団体利用料金

施設名	利用時間	入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合の利用料金の2倍の額
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
主競技場	スポーツに利用する場合	3,960円	6,600円	8,800円	19,360円	
	集会等に利用する場合	9,900円	16,500円	22,000円	48,400円	
	営利等に利用する場合	39,600円	66,000円	88,000円	193,600円	
補助競技場 (スポーツに利用する場合に限る)		1,980円	3,300円	4,400円	9,680円	
柔道場		1,650円	2,750円	3,300円	7,700円	
剣道場		1,650円	2,750円	3,300円	7,700円	

備考

- ・主競技場及び補助競技場の団体の部分利用（フロア面積の2分の1以下の利用）については、規定利用料金の2分の1の額を徴収する。
- ・単位時間を超えた場合、1時間に満たない端数があるときは1時間とし、規定利用料金の1時間相当額を徴収する。
- ・市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の利用料金（温水シャワーを除く。）は、規定利用料金の5割増しとする。
- ・個人が利用する場合の器具等の利用料金（温水シャワーを除く。）は、無料とする。
- ・入場料とは、入場料、会費、賛助費、寄付金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。

16

・個人利用料金

施設名	利用料金		
主競技場			
補助競技場	中学生以下	1人1回	60円
卓球場			
柔道場	上記以外の者	1人1回	220円
剣道場			
トレーニング室	1人1回 300円		
※ 中学生以下は利用不可とする。			

摘要 1回は、2時間を限度とする。

・会議室利用料金

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室（定員36名）	1,320円	1,650円	2,200円	5,170円

2 陸上競技場等 (単位：円)

施設名		利用時間	入場料を徴収しない場合					入場料を徴収する場合	
			午前6時から午前8時まで	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで		午後4時から午後6時まで
陸上 競技 場	個人利用 (1人につき)	円	円	円	円	円	円	最高入場料の100人分に相当する額。ただし、入場料を徴収しない場合の1日の利用料金を下回らない額とする。	
		200	200	200	200	200	200		
	団体利用	円	円	円	円	円	円		
		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		
	第1会議室 (定員50名)	円	円	円	円	円	円		
		400	400	400	400	400	400		
	第2会議室 (定員80名)	円	円	円	円	円	円		
		500	500	500	500	500	500		
	軟式野球場 (1面につき)	円	円	円	円	円	円		
		800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		30分当たり500円
	硬式野球場	5,000円			6,000円				
	庭球場 (1面につき)		円	円	円	円	円	1時間当たり600円	
			1,200	1,200	1,200	1,200	1,200		
	多目的グラウンド (1面につき)	円	円	円	円	円	円		
		800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
	芝生グラウンド (1面につき)	円	円	円	円	円	円		
		400	500	500	500	500	500		
附属 設備	放送器具 判定器具 操作板	1回(半日) 1,000円 (ただし、軟式野球場については、2時間で2,000円とする。)							入場料を徴収しない場合の利用料金の1.5倍の額
	スコアボード (硬式野球場)	1回(半日) 500円							
	夜間照明設備 (軟式野球場)	30分 3,500円							
	夜間照明設備 (庭球場)	1面 30分 200円							
	シャワー	1人1回 50円							

備考 児童生徒が利用する場合の利用料金（シャワー利用料金を除く。）は、半額とする。

市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の利用料金（シャワー利用料金を除く。）は、規定利用料金の5割増しとする。

夜間照明設備の利用は、軟式野球場については午後6時から午後9時まで、庭球場については午後6時から午後9時までとする。

3 プール

高校生以下		左記以外の者	
1人1回	150円	1人1回	300円

備考 未就学児（保護者、指導者等の付添いのある者に限る。）の利用料金は、無料とする。

4 弓道場

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
個人利用	高校生以下（1人につき）	150円	200円	200円
	上記以外の者（1人につき）	300円	400円	400円
団体利用	高校生以下	750円	1,000円	1,000円
	上記以外の者	1,500円	2,000円	2,000円

備考 市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の利用料金は、規定利用料金の5割増しとする。

大平町

○大平町社会体育施設使用料

・大平町運動公園

施設名\使用区分	運動施設使用料			施設名\使用区分	運動施設使用料			
	町内	一般	1時間 630円 1日 5,040円		町内	一般	1時間 420円	
野球場	町内	児童生徒	1時間 310円 1日 2,480円	テニスコート 夜間照明	町内	児童生徒	1時間 210円	
		一般	1時間 940円 1日 7,520円			町外	一般	1時間 630円
	町外	児童生徒	1時間 470円 1日 3,760円		町外		児童生徒	1時間 310円
		一般	1時間 1,050円			多目的運動広場 夜間照明	町内	一般
町内	児童生徒	1時間 520円	町外		一般			1時間 7,870円
	町外	一般			1時間 1,570円		町外	児童生徒
町外		児童生徒	1時間 780円		半灯			町内
	町内	一般	1時間 420円				町内	
町内		児童生徒	1時間 210円	町外				一般
	町外	一般	1時間 630円				町外	児童生徒
町外		児童生徒	1時間 310円					

備考 ①町外の者で、町内の事業所に勤務する者は町内扱いとする。

②児童生徒は、高校生以下の者とする。

・大平町体育館

個人使用料

使用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
中学生以下	免除	免除	免除
高校生(1人1回に付)	30円	30円	30円
一般(1人1回に付)	50円	50円	50円

普通使用料

使用区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
スポーツに使用する団体の場合	中学生以下	免除	免除	免除
	高校生	630円	840円	1,050円
	一般	1,050円	1,470円	1,780円

専用使用料

使用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
入場料を徴収しない場合	8,400円	13,650円	26,250円

・大平町南体育館

個人使用料(アリーナ・ミーティングルーム)

使用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
中学生以下	免除	免除	免除
高校生(1人1回に付)	30円	30円	30円
一般(1人1回に付)	50円	50円	50円

普通使用料(アリーナ)

使用区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
スポーツに使用する団体の場合	中学生以下	免除	免除	免除
	高校生	630円	840円	1,050円
	一般	1,050円	1,470円	1,780円

専用使用料(アリーナ)

使用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
入場料を徴収しない場合	8,400円	13,650円	26,250円
入場料を徴収する場合	21,000円	31,500円	52,500円

ミーティングルーム(1室あたり)

使用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
中学生以下	免除	免除	免除
高校生	310円	310円	310円
一般	520円	520円	520円

・大平町武道館

普通使用料(剣道、柔道、弓道)

使用区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
スポーツに使用する団体の場合	中学生以下	免除	免除	免除
	高校生	210円	310円	420円
	一般	310円	520円	630円

専用使用料(剣道場)

使用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
入場料を徴収しない場合	2,830円	4,510円	8,710円
入場料を徴収する場合	7,030円	10,500円	16,800円

備考 ①入場料を徴収しないときでも、入場料に相当する料金(招待券、その他の物品を含む。)など徴収したと認められる場合は、入場料を徴収したとみなす。

②入場料を徴収する場合であっても、最高額が100円以下のときは、入場料を徴収しない場合の使用料とする。

③時間延長は、1時間につき使用料の1時間割とする。この場合、30分未満の端数は切り捨て、30分以上の端数をもって1時間とする。

藤岡町

○藤岡町社会体育施設使用料

・藤岡町渡良瀬運動公園

施設名		使用区分		金額	
渡良瀬運動公園	テニスコート	個人使用		1人2時間以内 200円	
		専用使用1面		1面2時間以内 1,030円	
	野球場	A	専用使用1面		午前(午前9時～正午) 2,060円
					午後(正午～午後5時) 3,090円
		B	専用使用1面		午前(午前9時～正午) 1,030円
					午後(正午～午後5時) 1,540円
					夜間(午後7時～午後9時30分) 5,150円
		C	専用使用1面		午前(午前9時～正午) 1,030円
			午後(正午～午後5時) 1,540円		
	D	専用使用1面		午前(午前9時～正午) 1,030円	
				午後(正午～午後5時) 1,540円	
	陸上競技場	専用使用		午前(午前9時～正午) 2,060円	
				午後(正午～午後5時) 3,090円	
	サッカー競技場	専用使用		午前(午前9時～正午) 1,030円	
		午後(正午～午後5時) 1,540円			

備考 1 町民(町内事業所に勤務する町外の居住者を含む。)以外の者の使用については、上記金額の50パーセント増とする。

・藤岡町総合体育館

施設名	区分		1時間当たりの額 (1時間未満の端数は1時間とする)		備考	
			1/2面	全面		
アリーナ	団体使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	510円	照明施設を使用した場合倍額とする。	
			入場料を徴収する場合	1,030円		
		集会等に使用する場合	入場料を徴収しない場合	/		2,060円
			入場料を徴収する場合	/		4,120円
	営利を目的とする場合		/	15,450円		
柔道・剣道場	団体使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	250円		
			入場料を徴収する場合	510円		1,030円
		営利を目的とする場合		/		5,150円
アリーナ、柔道・剣道場		中学生以下	1時間につき 50円			
トレーニング室の個人使用		高校生以上	1時間につき 100円			

備考 町民(町内の事業所に勤務する者も含む。)以外の者の使用については、上記金額の1.5倍増とする。

団体使用の場合は10人以上とする。

個人使用の場合は、2時間以内とする。

・藤岡町弓道場

区分\時間		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
中学生以下	個人	免除	免除	
高校生以上		100円	100円	200円
中学生以下	団体	免除	免除	
高校生以上		300円	300円	610円

備考 1 町民(町内の事業所に勤務する者も含む)以外の者が使用する場合は、上記金額の5割増とする。

2 団体使用の場合は5人以上とする。

・三嶋スポーツ広場

三嶋スポーツ広場	専用使用	午前(午前9時～正午)	1,030円
		午後(正午～午後5時)	1,540円

備考 町民(町内事業所に勤務する町外の居住者を含む。)以外の者の使用については、上記金額の50パーセント増とする。

・藤岡町スポーツふれあいセンター

ロッカー、シャワー、望遠鏡 各1回 100円

都賀町

○都賀町社会体育施設使用料

・町民運動場

施設名	時間区分	使用料区分		備 考
		午前9時から 午後5時まで	午後7時30分から 午後9時30分まで	
運動場 (A・B)		半面 1時間 200円 両面 1時間 400円	—	<ul style="list-style-type: none"> ・町外者は1.5倍 ・ナイターは暗証番号登録制 ・ベース、石灰、ライン引きはセットで使用料400円(希望者)
運動場 (サッカー両面)		1時間 400円	—	
運動場夜間照明		—	全面96灯(イベント用) 30分 2,000円 全面64灯(サッカー試合用) 30分 1,200円 半面32灯(サッカー練習用) 30分 600円 半面16灯(サッカー練習用) 30分 300円 ソフトボール1面 30分 1,000円 全面8灯(陸上の練習用) 30分 150円	

・総合運動場

施設名	時間区分	使用料区分		備 考
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
野球場 (A・B)		1面 1時間 300円	—	<ul style="list-style-type: none"> ・町外者は1.5倍 ・ベース、石灰、ライン引きはセットで使用料400円(希望者)
ソフト場 (C・D)		1面 1時間 300円	—	
サッカー 試合		1時間 1,200円	—	
サッカー 練習		半面 1時間 600円	—	
テニスコート		1面 1時間 400円	—	
〃 (夜間照明)		—	1面1時間800円 (午後7時から)	
弓道場		1人 50円	1人 60円	

・体育センター

施設名	時間区分	使用料区分		備 考
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
体育館 (片面)		1時間 200円		・町外者は1.5倍
体育館 (全面)		1時間 400円		

備考 中央公民館設置及び管理に関する条例第15条及び都賀町運動場設置及び管理に関する条例第12条及び都賀町コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例第12条に基づく施設使用料の免除については、別途基準の規定を設ける。

具体的な調整の内容

新市における一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮するため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。